

保障措置 safeguards

[言い換え案]

核転用防止措置

[簡単に]

核物質が核兵器などに転用されないようにするための手段、ないしは転用されていないことを検認する活動

[詳しく]

核兵器などへの転用を防ぐため、核物質は国内のみならず国際的に把握されています。わが国では、IAEA の保障措置を受け入れたことで、以下に示す活動等が法律に基づき実施されています。

- ① 事業者は核物質の保有量、受け入れと払い出しの量などの数字を、帳簿で管理し、国へ報告しなければなりません。これを核物質の「計量管理」といいます。国はその管理情報を確認し、国際原子力機関（IAEA）に報告します。
- ② 原子力施設内にある核物質の移動状況などを確認するために、核物質の容器などに封印機器が取り付けられ、施設内にカメラが設置されることもあります。これを核物質の「封じ込め・監視」といいます。
- ③ 計量管理と封じ込め・監視の状況の実態を確認するために、必要に応じて、国と IAEA の査察官による原子力施設への立ち入り検査を受けます。この立ち入り行為を「査察」といいます。

[角度を変えて]

- ・日本は IAEA による保障措置を 1977 年から受け入れてきました。IAEA からは、「申告された核物質の核兵器等への転用はない」というお墨付きを、毎年もらっています。また、申告された核物質の転用がないだけでなく、申告していない核物質、申告していない原子力活動を示す兆候もなく、すべての核物質が平和活動の中に留まっているとお墨付きももらっています。これは、大規模な原子力活動を行う国としては、初めてとされています。なお、2011 年末において、査察の対象となっている原子力施設等は国内で 1,735 あります。
- ・東日本大震災発生後、東日本の一部の原子力施設への査察活動が一時的に実施できない状況になりましたが、2011 年 8 月には福島第一、第二原子力発電所を除く全ての施設について保障措置活動が実施されています。福島第一及び第二原子力発電所については、アクセス等が可能になったものから順次、保障措置活動の回復が進められています。こ

れまでの保障措置活動を通じて、核物質の転用等の問題は特になかったとされています。

[誤解に注意]

- ・保障措置と聞いて、原子力分野での本来の意味のわかる方はごく少数である。安全保障関連の何か、というイメージしか思い浮かばないという意見がグループインタビューで多数出ている。説明の際には、核兵器への転用防止という視点がわかる言い換え案「核転用防止措置」を使用することが考えられる。

[わかりやすく伝えるポイント]

- ・核物質の査察は、マルサ（国税局の査察官）が不正を査察するようなもの、という比喻も可能である。
- ・査察という言葉に比べて、計量管理、封じ込め・監視、という言葉は馴染みがない。しかし、国、事業者としては啓発したい用語でもある。

[関連語]

- 核物質 → 原子力基本法に規定する核燃料物質及び核原料物質をいう。「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等の物質を指す。「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質を指す。
- 核兵器 → 核分裂や核融合による大量のエネルギーを使った破壊兵器
- 核査察 → 国と IAEA の査察官が核物質の管理実態を確認するために原子力施設へ立ち入ること。

【参考文献】

- 1) 公益財団法人核物質管理センター，用語解説”保障措置”
(<http://www.jnmcc.or.jp/glossary/safeguards.html>)
- 2) 科学技術庁，原子力の平和利用を支える保障措置と核物質防護 1998
(<http://www.jnmcc.or.jp/pdf/heiwariyou.pdf>)
- 3) 原子力委員会，原子力白書 平成 21 年度
(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/hakusho2009/1-6.pdf>)
- 4) 文部科学省，我が国における平成 23 年保障措置の実施結果等について 平成 24 年 8 月 21 日
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/gensi/hoshou/1324742.htm)